議案第9号

新居浜市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成25年2月25日提出

新居浜市長 石 川 勝 行

新居浜市手数料条例の一部を改正する条例

新居浜市手数料条例 (平成12年条例第13号) の一部を次のように改正する。 別表第1中

表示面積が50平方メートル以上のもの 9,500円

」を

Γ

Γ

	表示面積が50平方メートル以上のもの		9,500円	
地籍調	査の成果の閲覧	1件につき	300円	
地籍調	査の成果の写しの交付(閲覧を含む。)	1件につき	300円	

」に

改める。

附則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

提案理由

地籍調査の進捗に伴い、当該地籍調査の成果の閲覧等に係る手数料を徴収するため、 本案を提出する。